

2026年2月18日

各位

京都信用金庫

「てのひら京信」のサービス内容変更に関するお知らせ

平素より京都信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、京都信用金庫アプリ「てのひら京信」において安全性の向上や不正利用の防止を図るため、「振込限度額における設定可能額の変更」および「本人確認の厳格化」をさせていただきます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続き当金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更実施日

2026年3月18日（水）

2. 振込限度額における設定可能額の変更について

(1) 「てのひら京信」による設定可能額

変更前：0～500万円（1日あたり）

変更後：0～200万円（1日あたり）

※200万円超への変更を希望される場合は、営業店窓口にてお手続きが必要となります。

(2) ご留意事項

- ・「初期設定額（50万円）」「変更反映日」に変更はありません。
- ・振込限度額の引き下げについては「てのひら京信」にて設定が可能です。ただし、引き下げ後の金額が200万円を超える場合（201～499万円）も営業店窓口にてお手続きが必要となります。
＜引き下げ後金額＞ 0～200万円 ⇒「てのひら京信」で設定が可能
＜引き下げ後金額＞ 201～499万円 ⇒営業店窓口にてお手続きが必要
- ・ご依頼された振込限度額の変更（200万円超への変更含む）を取消しする場合は、「てのひら京信」でお手続きいただけます。
- ・200万円超への引き上げについては、お取引状況によって振込限度額の変更をお断りする場合もございます。

3. 本人確認の厳格化について

(1) 利用可能な本人確認書類

変更前：マイナンバーカード・運転免許証（券面・容貌の撮影）

変更後：マイナンバーカード（ICチップの読取・署名用パスワードの入力）

(2) 内容

マイナンバーカードの IC チップ情報を読み取る「公的個人認証（JPKI）」を活用した、サイバートラスト株式会社（代表取締役 北村 裕司）が提供する「iTrust 本人確認サービス」（後記（3）①②の取引）および株式会社ショーケース（代表取締役 平野井 順一）が提供する「ProTech ID Checker」（後記（3）③④の取引）を採用し、他人によるなりすましや本人確認書類の偽造といった不正防止・安全性向上を図ります。また、書類等の撮影による本人確認を廃止することにより、お手続きを簡略化いたします。

今後、本人確認を必要とするお手続きの際には「署名用パスワード」の入力が必須となります。署名用パスワードをお忘れの場合は[公的個人認証サービスポータルサイト（https://www.jpki.go.jp）](https://www.jpki.go.jp)「パスワードの失念や紛失、有効期間等」の「パスワードの失念」をご確認ください。

(3) 対象取引

- ①普通預金口座開設
- ②住所・電話番号変更
- ③投信関連 WEB 申込
- ④キャッシュカード新規発行・再発行

本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

<京信アプリカスタマーセンター>

電話番号：0120-254-880

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝休日、12月31日、1月1日～3日を除く）

以上